

*3 どのようにすれば受けられるか、どこで受けられるかは、住所のある市区町村によって異なります。また、ワクチンの準備などがありますので通常予約が必要です。

任意接種で受ける場合、費用は全額自己負担*4となるとともに、予防接種は突然受診しても受けられないことがほとんどですので、あらかじめ予約を取っておくなど、医療機関に相談してから受診する必要があります。

*4 費用は医療機関によって異なりますが、1万数千円程度かかることもあります。

また、後で述べる風しんも、麻しんと同様に予防することがとても大切な疾患で、P27「風しんに対する抗体保有状況(2006年度)」に示すように、免疫を持っていない人は麻しんより多くいますので、これらの2つのワクチンが一つになった麻しん風しん混合ワクチンを使うことが勧められています。もちろん、別々に接種を希望する場合は、麻しんワクチンと風しんワクチンをそれぞれ1回ずつ受けることも可能ですが、その場合は注射の回数は2回になります。

(3) 平成20年4月からの予防接種制度(以下、学年は平成20年4月現在のことをいう)

我が国の属するWHO西太平洋地域における麻しん排除の定義としては、次の指標が示されています。

- 輸入例を除き麻しん確定例が1年間に人口100万人当たり1例未満であること
- 2回の麻しん含有ワクチン接種率がそれぞれ95%以上であること
- 全数報告などの優れたサーベイランスが実施されていること
- 輸入例に続く集団発生が小規模であること など

国として上記の定義を満たすことを目標に、国民が麻しんに対する免疫を確実に獲得するよう平成20年4月に小学2年生になる年齢以下の者に対しては、すでに2006年から2回の麻しん定期接種を受ける機会(第1期、第2期)*5が与えられています。

しかしながら、2007年に10代を中心とした麻しんの流行が起きたことから、学校等での集団生活を行うことが多く、これまで1回しか麻しん予防接種を受ける機会を与えられていなかった小学3年生～高校3年生に相当する年齢の者に対しても、さらにもう1回(合計2回)の予防接種を行う必要が指摘されました。こうして、平成20年4月から以後5年間継続して、各年度の中学1年生に相当する年齢の者(第3期)*5と高校3年生に相当する年齢の者(第4期)*5を同時に定期接種の対象とすることになりました。

この制度改正には次の効果が期待されています。

- ①前回の予防接種では免疫を獲得できなかった5%未満の人に免疫をつけること
- ②免疫は獲得したけれども、接種後の年数の経過とともに、徐々に免疫が低下した人の免疫をさらに強固にすること
- ③たまたま接種を受けられなかった人にもう一度接種の機会をつくること

これらの措置により、向こう5年間(2012年度まで)で、平成20年4月の時点で高校3年生に相当する年齢以下の者には2回の定期接種の機会が与えられることとなります。

*5 接種の時期としては、第1期は年齢での規定のため、1歳のお誕生日が来たらできるだけすぐに、第2期、第3期、第4期は、麻しんの流行のピークが5月頃であることを考えて、4～6月中に受けることが勧め